附則第八条第三項及び第四項	第二十六項の	第二十六項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の

附則第五条中第二十九項を第三十六項とし、第二十八項を第三十五項とし、同条第二十七項中「平成二十八年改正令」を「平成三十年改正令」に、「平成二十八年旧令」を「平成三十年旧令」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条中第二十六項を第三十三項とし、第二十五項を第三十二項とし、第二十四項を第三十一項とし、同条第二十三項中「及び附則第八条の二」を「並びに附則第八条第三項及び第四項並びに附則第八条の二」に改め、同項の表第三百二十一条の八第三十項の項の次に次のように加える。

附則第八条第三項及び第四項	第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二十一条の八第三項	第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二十一条の八第三項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）

附則第五条中第二十三項を第三十項とし、第二十二項を第二十九項とし、同条第二十一項中「平成二十八年改正令」を「平成三十年改正令」に、「平成二十八年旧令」を「平成三十年旧令」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条中第二十項を第二十七項とし、第十九項を第二十六項とし、同条第十八項中「附則第五条の三」を「附則第五条の二の四第五項及び第七項並びに附則第五条の三」に、「第二十四項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十七項中「及び附則第八条の二」を「並びに附則第八条第三項及び第四項並びに附則第八条の二」に改め、同項の表第三百二十一条の八第三十項の項の次に次のように加える。

附則第八条第三項及び第四項	第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二十一条の八第三項	第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二十一条の八第三項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）

附則第五条中第十七項を第二十四項とし、第十六項を第二十三項とし、同条第十五項中「附則第三条第十五項」を「附則第三条第二十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十四項中「平成二十八年改正令」を「平成三十年改正令」に、「平成二十八年旧令」を「平成三十年旧令」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十三項中「附則第三条第十三項」を「附則第三条第二十項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十二項の表中「附則第五条第十二項」を「附則第五条第十九項」に、「同条第十二項」を「同条第十九項」に、「附則第三条第十二項」を「附則第三条第十九項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十一項中「附則第三条第十一項」を「附則第三条第十八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十項の表中「附則第三条第十項」を「附則第三条第十七項」に、「附則第五条第十項」を「附則第五条第十七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第九項中「附則第三条第九項」を「附則第三条第十六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項の表中「附則第五条第八項」を「附則第五条第十五項」に、「附則第三条第八項」を「附則第三条第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項の表中「附則第五条第七項」を「附則第五条第十四項」に、「附則第三条第七項」を「附則第三条第十四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項中「第八項」を「第十五項」に、「附則第三条第六項」を「第五項及び」に、「附則第五条第五項」を「附則第五条第十二項」に、「同条第五項」を「附則第三条第十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項の表中「附則第五条第四項」を「附則第三条第十一項」に、「同条第四項」を「同条第十一項」に、「附則第三条第四項」を「附則第三条第十一項」に、「次項において「読替え後の法」を「次項及び第四十八条の十一の五において「読替え後の法」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項中「又は第五項」を「又は第十二項」に、「附則第三条第三項」を「附則第三条第十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第二項の次に次の七項を加える。

3　新令第八条の六第一項（新令第四十八条の十において準用する場合に限る。次項及び第六項を除き、以下この条において同じ。）に規定する予定申告法人（第五項及び第八項において「予定申告法人」という。）の施行日以後に開始する新令第八条の六第一項の事業年度において、当該事業年度の前事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合における新令第四十八条の十の規定の適用については、同条中「第八条の六の規定」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第三項の規定により読み替えられた第八条の六第一項及び第六項並びに同条第二項から第五項までの規定」と、「第三百二十一条の八第一項に」とあるのは「第三百二十一条の八第一項に」と、「第二十三条第一項第四号の二」とあるのは「第二百九十二条第一項第四号の二」と、「第二十三条第一項第四号の四」とあるのは「第二百九十二条第一項第四号の四」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条第四項」と、「第三百二十一条の八第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第四項」とする。

4　新令第八条の六第一項（新令第四十八条の十の三において準用する場合に限る。以下この項及び第六項において同じ。）の法人の施行日以後に開始する新令第八条の六第一項の事業年度において、当該事業年度の前事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合における同項及び同条第六項（新令第四十八条の十の三において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用については、新令第八条の六第一項中「これらの法人税割額のうちに法第三百二十一条の八第四十三項の規定により加算された金額がある場合には当該加算された金額を控除した額とし、これらの」とあるのは「これらの」と、「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この項及び第六項において「旧法」という。）第二百九十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいう。）」と、「租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除取戻税額等（旧法第二百九十二条第一項第四号の四（旧法附則第八条の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる個別帰属特別控除取戻税額等をいう。以下この項において同じ。）」と、「当該加算された金額に」とあるのは「、当該個別帰属特別控除取戻税額等に」と、「控除した額とする。」とあるのは「控除した額」と、同条第六項中「法第三百二十一条の八第一項」とあるのは「旧法第三百二十一条の八第四項」と、「申告書（法人税法第七十四条第一項又は第百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）」とあるのは「申告書」と、「法人税法第七十五条の二第一項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。）」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第八十一条の二十四第一項」とする。

5　新令第八条の六第一項の場合において、予定申告法人が同条第二項各号（新令第四十八条の十において準用する場合に限る。）に掲げる期間内に行われた適格合併（法人を設立するものを除く。）に係る合併法人又は法人を設立する適格合併に係る合併法人であるとき（その予定申告法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了したこれらの適格合併に係る被合併法人の各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合に限る。）における新令第四十八条の十の規定の適用については、同条中「第八